

4. 普及啓発（国民の理解の深化）の重点的实施

(1) 現状

- 精神疾患に関する理解の深化（普及啓発）については、本人や周囲の正しい理解や行動を促し早期対応につながられるという側面と精神障害者の地域生活への移行を円滑にするという側面を有しており、それぞれの目的に応じて効果的な普及啓発の実施が求められている。
- 改革ビジョンにおいては、国民意識の変革について「精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上とする。」との目標の下、広く国民を対象に「こころのバリアフリー宣言」等の普及啓発を行ってきたが、当該目標については82.4%（平成18年）と一定の成果が認められている。
- 一方で、精神疾患に関する国民の理解について、疾患毎にその理解の状況をみると、特に統合失調症に関する理解が乏しいことが、成人一般、若年層、保護者等を対象とした調査から示唆されている。
- 新聞報道においては、統合失調症について、統合失調症そのものや地域支援に関する報道が増加しているが、精神科や統合失調症が犯罪や事件と関連付けて報道される傾向や他の疾患に比べ予防や研究に関する報道が少ない傾向がみられた。
- また、平成19年の内閣府調査によると、「精神障害者の近隣への転居」について、ドイツやアメリカでは、7割以上が「意識せず接する」と回答し、4割は「全く意識せず気軽に接する」と回答しているのに対し、我が国では、7割以上が「意識する」と回答しており、精神障害や精神障害者に対する理解が十分に進んでいないことを示している。また、その他の調査研究においても、同様に、我が国における精神障害者に対する偏見の根強さが明らかとされている。

(2) 改革の基本的方向性

普及啓発（国民の理解の深化）については、今後、以下の基本的考え方に沿って改革を進めるべきである。

- 「こころのバリアフリー宣言」のような国民一般を広く対象とする普及啓発から、疾患や年代、対象者といったターゲットを明確化した普及啓発に重点を移す。

その際、情報環境の変化等を背景に、行動変容に影響する要因を踏まえつつ、「だれに」「何を」「どのように」伝えるかを明確にした効果的な普及啓発を行う。

- あわせて、地域移行を円滑にする観点から、地域移行の着実な実施

を進めるとともに、普及啓発方策の具体化を図る。

(3) 改革の具体像

- 精神疾患の早期発見・早期対応による重症化の防止を図る観点から、学校の生徒等の若年層とそれを取り巻く者を対象として、精神疾患の発症早期に適切に相談支援や診療を受けられるよう、学校教育分野との連携や必要なサービスの確保を図りつつ、適切なメッセージと媒体による普及啓発を行うべきである。
- 精神疾患とりわけ統合失調症の正しい理解を医療関係者や社会的影響力の強い者も含め各層に促すため、対象に応じた普及啓発における基礎情報とするために、他の疾患・領域を参考にしつつ、インターネット等で正確で分かりやすい疾患の情報等を提供できる情報源の整備を具体化すべきである。
- 特に、新聞報道において、犯罪や事件と関連付けて報道される傾向、予防や調査・研究に関する報道が少ない傾向があることを踏まえ、上記情報源を活用しつつ、報道関係者に向けたものを含め、治療法、支援策や研究成果等についての情報発信を充実させるべきである。
- 地域移行を円滑にする観点からの普及啓発については、精神障害者と触れ合う機会を増やすことが更なる普及啓発につながるという側面を有していることを踏まえ、上記の取組を進めることに加え、地域移行を着実に実施するとともに、地域レベルでの当事者と住民との交流活動の推進など、当事者の視点を重視した啓発や当事者から学ぶ機会の充実を図るべきである。

5. 改革の目標値について

(1) 今後の目標設定に関する考え方

- 改革ビジョンの前期5年間の取組を踏まえ、後期5年間において改革ビジョンの趣旨を更に実現できるよう、精神保健医療体系の再構築を施策の中核として取組を強化すべきである。
- その認識の下で、以下のとおり、具体的目標についても、施策の実現に向けた進捗管理に資するよう、統合失調症、認知症の入院患者数をはじめとして、施策の体系や、患者像（疾病、年齢等）の多様性も踏まえた適切な目標を掲げるべきである。
 - ・ 「受入条件が整えば退院可能な者」に替わる指標として、「統合失調症による入院患者数」を、特に重点的な指標として位置付け目標値を定めるとともに、定期的かつ適時に把握できる仕組みを導入する。
 - ・ 認知症については、平成22年度までのものとして現在行われている有病率等の調査を早急に進め、その結果等に基づき、精神病床（認知症病棟等）や介護保険施設等の入院・入所機能のあり方とその必要量等や、介護保険施設等の生活の場の更なる確保と介護保険サービスの機能の充実について検討を行い、適切な目標値を定めることとする。
- 障害福祉計画における目標値（退院可能精神障害者数）についても、上記の「統合失調症による入院患者数」に係る新たな目標値や、障害福祉サービスの整備量に関する目標との整合性を図りつつ、見直しを行うべきである。
- また、医療計画の医療連携体制における目標設定を踏まえつつ、地域ごとに、精神医療提供体制を構築する際に活用できる目標設定についても、更に検討を行うべきである。
- 上記の目標の達成に資するような個々の施策の実施状況等についても別に目標値を設定し、それらを適切に組み合わせて、より効果的に施策の進捗管理を行うべきである。
- 精神病床数については、改革ビジョンに基づき設定された、医療計画における基準病床数を誘導目標として引き続き掲げ、その達成に向けて、地域における障害福祉サービス等の一層の整備を進めることはもとより、都道府県や個々の医療機関による取組を直接に支援する方策の具体化を目指すべきである。
- その上で、疾患毎の目標値等の策定・進捗状況等を踏まえて、医療計画の基準病床数算定式について、更なる見直しを検討すべきである。

- 1 ○ なお、平均残存率と退院率については、在院患者数の減少を必ずし
2 も適確に表すものではないが、基準病床数の減少を促す上では一定の
3 機能を有していることから、今後も、基準病床数算定式の基礎となる
4 指標として用いることが適当である。

5
6 (2) 今後の目標値について

I 改革ビジョンにおける目標値（今後も引き続き掲げるもの）

- ◆ 各都道府県の平均残存率（1年未満群）に関する目標：24%以下
- ◆ 各都道府県の退院率（1年以上群）に関する目標：29%以上
 - ・ 上記目標の達成により、約7万床相当の減少が促される。〔誘導目標〕
 - ・ 基準病床数の試算
平成21年現在：31.3万床 平成27年（試算）：28.2万床
※現在の病床数（平成19年10月）との差：6.9万床
- ※ 精神病床数については、都道府県が医療計画の達成を図り、又は、個々の医療機関が患者の療養環境の改善、人員配置等の充実を通じて医療の質を向上させる取組を直接に支援する方策の具体化を目指す。
- ※ 疾患毎の目標値等の策定・進捗状況等を踏まえて、医療計画の基準病床数算定式について、更なる見直しを検討する。

II 新たな目標値（後期5か年の重点施策群において追加するもの）

- ◎ 統合失調症による入院患者数：
約15万人（平成17年患者調査時点：19.6万人）
- ◎ 認知症に関する目標値（例：入院患者数 等）：
平成23年度までに具体化する。

III 施策の実施状況に関する目標

- 個々の事業（予算事業等）単位で別途設定する。
- (例) 精神科救急医療体制における身体合併症対応施設の整備
治療中断者等への危機介入を行う多職種チームの整備
精神科訪問看護（訪問看護ステーションを含む）の整備
認知症疾患医療センターの整備
児童思春期の専門医療機関・専門病床の確保
「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の支援対象者数
- ※ 普及啓発施策に関する目標に関しても別途設定。

1 V 今後の課題

2 1. 精神保健福祉法に関する課題

- 3 ○ 精神医療の質の向上を図っていく上では、上記の個々の取組に加えて、
4 入院医療をはじめとして、人権に配慮した適切な医療が透明性を
5 もって提供される制度としていくことが重要であり、精神保健及び精
6 神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）についても、「入院医
7 療中心から地域生活中心へ」という基本的方向性を具体化していく観
8 点から、諸外国の状況や我が国における精神保健医療福祉改革の状況
9 を踏まえつつ、必要な見直しを行っていく必要がある。
- 10 ○ 精神保健福祉法に基づく各種制度のうち、特に、入院医療における
11 医療保護入院制度のあり方や、保護者制度のあり方、精神医療審査会
12 の機能の充実については、過去の法律改正時に附帯決議が行われてお
13 り、継続的な課題となっている。
- 14 ○ また、精神医療を必要とする者について、人権に配慮しつつ適切に
15 医療につなげていく観点から、措置入院制度や申請・通報制度、移送
16 制度等が、地域間で大きな格差なく適切に運用されていくことが必要
17 であるが、都道府県等によって、その運用状況に大きな違いがみられ
18 ている。
- 19 ○ これらの課題については、本検討会においても議論を行い、
20 ・ 家族が医療保護入院という強制入院の同意者となる制度について
21 見直すべき
22 ・ 保護者制度は、家族と精神障害者本人双方の負担となっており、
23 見直しを行うべき
24 ・ 未治療・治療中断等の重度精神障害者に対し医療的支援を提供す
25 る体制、通院を促す仕組みを検討すべき
26 等の意見があったところである。
- 27 ○ 改革ビジョンの後期5か年の重点施策群の策定時期との関係で、本
28 検討会において精神保健福祉法の見直しに関する意見の集約を行う
29 ことは困難であったが、以下の点をはじめとする精神保健福祉法の課
30 題に関する検討の場を設け、検討に着手すべきである。
- 31 ・ 家族の同意による入院制度のあり方について
32 ・ 医療保護入院への同意も含めた保護者制度のあり方について
33 ・ 未治療・治療中断者等への医療的介入のあり方や、通院医療の位
34 置付けについて
35 ・ 精神医療審査会の機能を発揮できるための方策について
36 ・ 情報公開の推進も含めた隔離・身体拘束の最小化を図るための取
37 組について

- 1 ・ 地域精神保健における保健所・精神保健福祉センター等の行政機
2 関の役割について

- 3 ○ なお、保護者適格が疑われる場合や認知症高齢者等に対する入院形
4 態のあり方や、申請・通報制度、移送制度等における関係機関との連
5 携のあり方、個々の患者の病状の変化に対応した適切な処遇の実施の
6 ための方策など、現行制度の改善のための方策については、随時検討
7 を行い必要な対応を図るべきである。

8
9 **2. 改革ビジョンの検証**

- 10 ○ 改革ビジョンの終期に当たる平成 26 年を目途として、改革ビジョ
11 ン 10 年間の取組について評価を行うとともに、その進捗状況を踏ま
12 えて、新たな重点施策群の策定や目標値の設定等の対応を図るなど、
13 精神保健医療福祉について不断の改革を重ねていくべきである。

1 おわりに

2

3 以上のとおり、今後の精神保健医療福祉施策の改革のための課題は多岐に
4 わたっている。

5

6 本検討会の意見を十分に踏まえて、改革ビジョンの後期5か年の重点施策
7 群の策定に当たることはもとより、平成22年の診療報酬改定、平成24年の
8 診療報酬改定、介護報酬改定及び障害福祉サービス報酬の改定など、今後の
9 医療制度及び介護保険制度等の見直しの時機をとらえて、着実に精神保健医
10 療福祉改革の具体化を進められたい。

これまでの開催経緯

1
2
3 <平成20年>

4 第1回(4月11日)

5 ①精神保健医療福祉の改革の経緯及び現状について

6 ②今後の議論の進め方について

7 第2回(5月1日)

8 ○地域生活支援体制の充実について

9 第3回(5月29日)

10 ①精神保健医療体系について

11 ②精神疾患に関する理解の深化について

12 第4回(6月19日)

13 ①精神疾患に関する理解の深化について

14 ②精神障害者の方からのヒアリング

15 ③地域移行の実践に関するヒアリング

16 第5回(6月25日)

17 ①「精神病床の利用状況に関する調査」報告について

18 ②諸外国の精神保健医療福祉の動向について

19 第6回(7月16日)

20 ○これまでの議論の整理と今後の検討の方向性について

21 第7回(7月31日)

22 ○これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)について

23 第8回(8月21日)

24 ○有識者からのヒアリング

25
26 ※9月3日 これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)公表

27
28 第9回(9月3日)

29 ①論点整理の報告について ②平成21年度概算要求の報告について

30 ③障害者部会の状況報告について ④今後の進め方について

31 ⑤「精神病床の利用状況に関する調査」報告(詳細)について

32 第10回(9月25日)

33 ①地域生活への移行・地域生活の支援について

34 ②精神科救急・精神保健指定医について

35 第11回(10月17日)

36 ○相談支援について

37

1 第12回（10月29日）

- 2 ①就労・社会適応訓練事業について ②精神保健指定医の確保について
3 ③「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」中間報告について

4 第13回（11月7日）

- 5 ○障害者自立支援法の見直し等について

6 第14回（11月13日）

- 7 ①相談体制における行政機関の役割について
8 ②障害者自立支援法の見直し等について

9
10 ※11月20日 中間まとめ公表

11
12 <平成21年>

13 第15回（平成21年3月26日）

- 14 ①今後の進め方について ②精神科救急医療について
15 ③ケアマネジメント・ACTについて ④危機介入について

16 第16回（4月23日）

- 17 ①中間まとめについて ②訪問看護について ③早期支援について
18 ④普及啓発について

19 第17回（5月21日）

- 20 ①身体合併症への対応・総合病院精神科のあり方について ②認知症について

21 第18回（6月4日）

- 22 ①精神科デイ・ケア等について ②気分障害について ③依存症について
23 ④児童・思春期の精神医療について

24 第19回（6月18日）

- 25 ○地域医療体制のあり方・入院医療体制のあり方について（総論）

26 第20回（7月9日）

- 27 ○地域医療体制のあり方・入院医療体制のあり方について（各論）

28 第21回（7月30日）

- 29 ○精神保健福祉法に関する課題等について

30 第22回（8月6日）

- 31 ①精神医療の質の向上について
32 ②早期発見・早期支援のための普及啓発について（調査の報告）
33 ③これまでの検討会における議論の整理

34 第23回（9月10日）

- 35 ○「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」（報告書案）について